10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

保護者及び児童が阿南市に在住し、住民登録(外国人を含む)されている家庭で、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、<u>「保育の必要性の認定」を受</u>ける必要があります。

保育の必要性の認定

※1

<u>認可保育所等に通っていない児童</u>で、保護者のいずれもが次の各号に該当し、認定申請することにより、保育の必要性の認定が受けられます。添付書類は、申請書(裏面)参照。

- (1) 居宅内外で1か月48時間以上就労していること。
- (2) 妊娠中であるか出産後間がないこと。(出産前後それぞれ出産予定日から8週間 前、出産日の翌日から8週間後となります。)
- (3)病気やけが、または心身の障がいを有していること。
- (4) 同居または長期入院等している親族を介護・看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動中であること。(※認定期間は90日を限度とします。)
- (7) 就学していること。
- (8)虐待や DV のおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、すでに施設を利用している児童がいて、継続利用が必要な事由があること。
- (10) その他、上記に類すると市長が認める状態にあること。
 - (※1)以下の要件に該当する預かり保育を実施する幼稚園・認定こども園・特別支援学校に通う児童を含む。 (平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または年間開所日数が200日未満のいずれか)
 - (注1)認定期間にかかわらず、翌年継続利用を希望する場合には、改めて認定申請が必要です。
 - (注2) 保育の必要性に変更が生じた場合は、変更届が必要です。
 - (注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めて認定 申請は不要です。
 - (注4) 認定申請の締め切りは、毎月15日までとします。期間外の受付は、認定証の発行が遅れます。